

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社マクアケ		コード	4479
提出日	2019/12/26	異動(予定)日	2019/12/26	
独立役員届出書の提出理由	社外取締役を追加選任し、独立役員に指定したため			
・ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員との独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	勝壁 久	社外取締役	○															○	有	
2	馬淵 邦美	社外取締役	○														△		指定	有
3	藤木 良枝	社外監査役	○																○	有
4	串田 鏡明	社外監査役	○													△				有
5	大山 綱希	社外監査役	○																○	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	勝壁氏は、長年携わった事業会社でのベンチャー支援業務等を通じて豊富な知識と経験を有しており、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に選任していると判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
2	当社の取引先であるFacebook, Inc.社の日本法人Facebook Japan株式会社に2019年7月~2019年11月の間、執行役員ディレクターとして勤務しておりました。	馬淵氏はグローバル市場における知見及び事業会社での豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、経営判断の専門員として独立した立場で取締役の意思決定権限や監督機能の实效性強化が期待できることから、社外取締役選任しております。 また、当社とFacebook Japan株式会社及び同氏の間特別な利害関係はなく、当社とFacebook, Inc.社との取引は十分なリスク管理であるため、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
3	該当事項はありません。	藤木氏は公認会計士の資格を活かして大手監査法人において数多くの事業会社に対する監査アドバイスをやってきた経験を有しており、上場に向けた体制整備に豊富な知見を活かして当社の適切な経営監視を行っていただくことを期待して常勤監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
4	当社の兄弟会社である株式会社シー・エー・モバイル(現:株式会社CAM)に2004年11月~2014年11月の間、法務担当として勤務しておりました。	串田氏は弁護士資格を活かして大手弁護士事務所及び自ら設立した法律事務所等において数多くの事業会社に対する法的アドバイスをやってきた経験を有しており、豊富な知見を活かして当社の適切な経営監視を行っていただくことを期待して社外監査役として選任しております。 また、当社と株式会社シー・エー・モバイル(現:株式会社CAM)及び同氏の間取引関係及び特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
5	該当事項はありません。	大山氏は公認会計士の資格を活かして大手監査法人及び自ら設立した会計事務所等において数多くの事業会社に対する経営アドバイスをやってきた経験を有しており、上場に向けた体制整備に外部コンサルタント又は社外役員として携わった豊富な知見を活かして当社の適切な経営監視を行っていただくことを期待して社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非常業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非常業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要な債主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(1.、2.及び3.のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社と取引を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・過去」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・過去」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。